

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

8.1 環境影響評価項目の選定

対象事業実施区域に係る環境影響評価項目の選定にあたり、「第2章 対象事業の目的及び内容」を踏まえて環境影響要因を抽出した結果は、表 8.1-1 のとおりです。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、土地区画整理事業として実施される範囲内を扱うものでありますが、前掲表 2.3-1 (P.2-5) に示した「土地利用計画の基本方針」より、将来的には年間 1,500 万人が訪れることを見込んでいることから、将来の対象事業実施区域への来客者等による「関係車両の走行」についても抽出しました。

環境影響評価項目については、配慮書での検討結果を踏まえ、「都市計画主務省令^{※1}第8条の規定により読み替えて適用される改正主務省令^{※2}第21条第1項」に基づき、都市計画対象事業に伴う影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。

また、選定にあたっては、「横浜市環境影響評価技術指針」(横浜市 平成 23 年 6 月)(以下、「市条例指針」といいます。)に示された評価項目も踏まえることとしました。なお、「神奈川県環境影響評価技術指針」(平成 10 年 2 月 6 日環審第 73 号)についても、参考としました。

環境影響評価項目の選定結果は表 8.1-2 に示すとおりであり、「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「底質」、「地下水」、「その他の水環境に係る環境要素(湧水の流量及び河川の形態、流量)」、「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「地域社会」及び「文化財等」を選定しました。

環境影響評価項目として選定した理由は表 8.1-3 に、選定しなかった理由は表 8.1-4 に、それぞれ示すとおりです。

※1) 都市計画主務省令：土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月建設省令第 22 号、令和元年 6 月 28 日改正)

※2) 改正主務省令：土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月建設省令第 13 号、平成 25 年 4 月 1 日改正)

表 8.1-1 環境影響要因の抽出

影響要因の区分		抽出の理由
工事の実施	雨水の排水	・工事の実施に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の河川へ雨水の排水を行います。
	造成工事の実施	・造成工事の実施に伴い、地表（河道を含む。）を改変します。
	建設機械の稼働	・工事の実施に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事の実施に伴い、資材及び機械の運搬に用いる車両が、周辺道路を運行します。
土地又は 工作物の存在 及び供用 [※]	敷地の存在 （土地の改変）	・対象事業実施区域の造成や舗装等による地表面の被覆により、土地が改変されます。
	建造物の存在	・都市計画対象事業に係る公共施設による建造物を整備します。
	関係車両の走行	・対象事業実施区域内の従業員や来客者などの車両が、周辺道路を走行します。

※：観光・賑わい地区や物流地区に建設される上物については、その施設の規模が市条例の規模要件を満たす場合は、市条例に基づく環境影響評価が実施される予定です。

表 8.1-2(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素 ^{※2}			◎	◎			◎	
			浮遊粒子状物質 ^{※2}			◎	◎			◎	
			粉じん等			○	○				
		騒音	騒音			○	○			◎	
		振動	振動			○	○			◎	
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り	○							
			水の汚れ ^{※2}	◎							
		底質 ^{※1}	公共用水域の底質		◎						
		地下水 ^{※1}	地下水の水質					◎			
		その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量 ^{※2}		◎				◎		
河川の形態、流量 ^{※2}							◎				
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						×			
	地盤 ^{※1}	地盤の安定性(土地の安定性)						◎			
	土壌 ^{※1}	土壌汚染		◎							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地		◎				○			
		植物	重要な種及び群落		◎			○			
	生態系	地域を特徴づける生態系		◎			○				

注：1. ○：改正主務省令別表第一で参考項目とされている環境要素（以下、「参考項目」といいます。）の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（以下、「基本的事項」といいます。）の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 8.1-2(2) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				◎	○	○	◎
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○					
	温室効果ガス※ ¹	温室効果ガス			◎	◎			◎
その他の項目	地域社会※ ²	交通混雑				◎			◎
		歩行者の安全				◎			◎
	文化財等※ ²	文化財等		◎					

注：1. ○：参考項目の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目（表 8.1-2(2)には該当なし。）

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、基本的事項の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 8.1-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	粉じん等	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	騒音	騒音	建設機械の稼働
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
関係車両の走行			供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
振動	振動	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。

表 8.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
振動	振動	関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両等の走行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
水質 (地下水の水質を除く。)	水の濁り	雨水の排水	本事業の工事中において、公共用水域に雨水排水等を排出することから、評価項目として選定します。
	水の汚れ	雨水の排水	本事業の工事中において、過去の土地利用によって汚染されているおそれのある土壌と接触した雨水排水等を排出する可能性があることから、評価項目として選定します。
底質	公共用水域の底質	造成工事の実施	本事業の造成工事の実施に伴う河川改修等により、水底の底質に影響を及ぼす工事が行われる可能性があることから、評価項目として選定します。
地下水	地下水の水質	敷地の存在 (土地の改変)	本事業では、過去の土地利用から対象事業実施区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があり、土地の改変により地下水の水質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量	造成工事の実施	造成工事の実施に伴う掘削等により、湧水の流量の変化が懸念されることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域及びその周辺には湧水が存在し、土地の改変並びに舗装等による地表面の被覆化により、湧水の流量に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には河川や水路が存在し、本事業によりこれらの改修等が行われる場合、河川等の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
地盤	地盤の安定性 (土地の安定性)	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が存在することから、土地の改変により地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあり、評価項目として選定します。
土壌	土壌汚染	造成工事の実施	対象事業実施区域内では、防衛省による調査により汚染土壌の存在が確認されており、造成工事等により、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。造成工事の実施により動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-3(3) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。本事業では、対象事業実施区域内における土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
植物	重要な種及び群落	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。本事業の造成工事の実施により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の造成工事の実施により地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の土地の改変により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源並びに圍繞景観が存在しています。土地の改変により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		構造物の存在	構造物の整備により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変)、 構造物の存在	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、敷地の存在による縮小・消滅、構造物の存在によるその機能及び利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両の走行により、その利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-3(4) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事の実施	現存施設の解体工事及び造成工事の実施に伴い産業廃棄物等及び建設発生土が発生することから、評価項目として選定します。
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	関係車両の走行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
地域社会	交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の工事用車両の運行に伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時に立地する施設に交通が集中するのに伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
	歩行者の安全	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時における関係車両の走行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	造成工事の実施	対象事業実施区域に埋蔵文化財が存在しており、造成工事の実施に伴い、文化財等に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-4 環境影響評価項目として選定しなかった理由

環境要素		影響要因	選定しなかった理由
地形及び地質	重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	対象事業実施区域には、特筆すべき重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目として選定しません。 なお、湧水については、「湧水の流量」にて検討します。

注：本表の環境要素は、参考項目の中で選定しなかった項目について示します。

8.2 調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法は、各参考項目ごとに改正主務省令別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下、「参考手法」といいます。）を参考に、事業特性、地域特性、必要に応じて専門家による意見を勘案しました。調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-1～表 8.2-13 に示すとおりとしました。

8.2.1 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-1 に示すとおりとしました。

表 8.2-1(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①気象の状況 ②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、横浜地方気象台における観測結果を用いて、現地調査を行った年が過去の 10 年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②二酸化窒素の状況及び浮遊粒子状物質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	

表 8.2-1(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ^{※1} とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いた数値計算結果により、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲とします。
	(9) 予測地点	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍とし、等濃度分布図の作成を行います。予測位置の高さは 1.5m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期 ^{※2} とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。</p>

※1：浮遊粒子状物質は、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の排気管から排出される粉じん（一次生成物質）のみを対象とし、光化学反応に伴う二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げによる粉じんは対象としません。

※2：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>③交通量の状況</p> <p>④道路構造の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、当該年が過去の 10 年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。</p> <p>【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。</p> <p>【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法（公定法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。また、二酸化窒素については、簡易測定法（PTIO 法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】 調査地点における断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	

表 8.2-1(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 「①気象の状況」と同じ期間とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①気象の状況」並びに「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」の現地調査期間中に1回行います。</p>	

表 8.2-1(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（プルーム式・パフ式）を用いた数値計算結果に基づき、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 3 地点（沿道大気 1～沿道大気 3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 6 地点（沿道大気 1～沿道大気 6）付近の断面とします。また、環状 4 号線と市道五貫目第 33 号線が交差する場所の南側にある住宅地付近（図 8.2-2 に示す道路騒振 4 付近）の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上 1.5m を基本とします。
評価の方法	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期*とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	建設機械の稼働
調査の方法	(5) 調査期間等	
	①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1ヶ月の調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目	降下ばいじん量とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、建設機械の稼働による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。
	(8) 予測地域	粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。
	(10) 予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期*とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	
	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km ² ・月)との整合が図られているかどうかを評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(11) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
調査の方法	(5) 調査期間等	
	①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1ヶ月の調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目	降下ばいじん量とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。
	(8) 予測地域	粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の3地点(沿道大気1～沿道大気3)付近の断面とします。また、環状4号線と市道五貫目第33号線が交差する場所の南側にある住宅地付近(図8.2-2に示す道路騒振4付近)の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上1.5mを基本とします。
	(10) 予測対象時期等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期*とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km ² ・月)との整合が図られているかどうかを評価します。

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

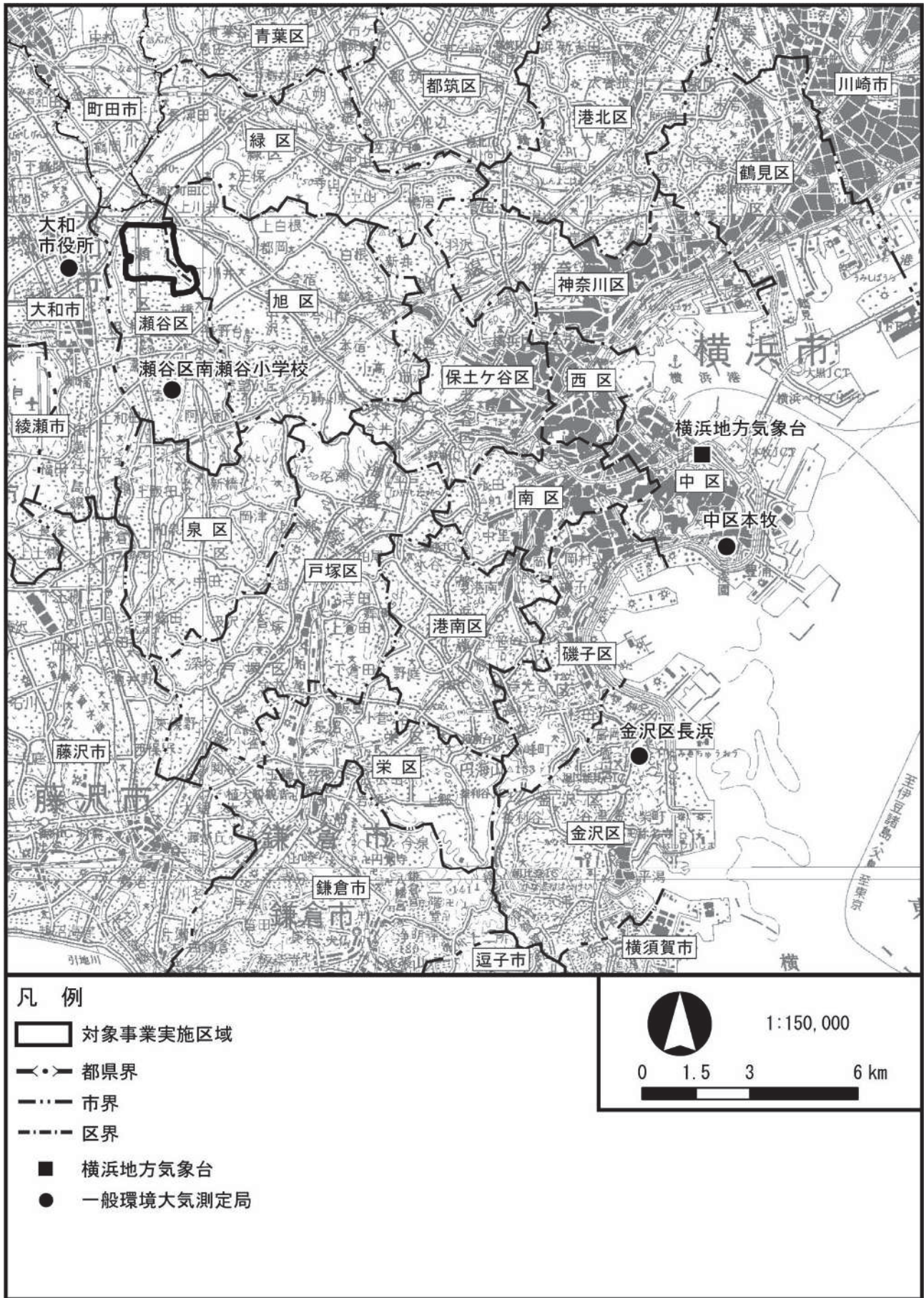
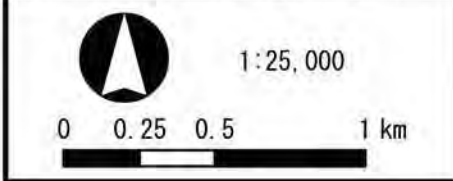


図 8.2-1(1) 大気環境の調査位置 (大気質—文献その他の資料調査地点)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 公定法（一般大気）、地上気象
- 公定法（沿道大気）、簡易法（沿道大気）
- ▲ 簡易法（沿道大気）
- ⇄ 工事用車両の主な運行ルート
- ⇄ 関係車両の主な走行ルート



注：公定法：「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定められた方法
 簡易法：窒素酸化物の簡易測定法である PTIO 法

図 8.2-1 (2) 大気環境の調査位置（大気質一現地調査地点）

8.2.2 騒音及び振動

騒音に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-2(1)～(5)に、振動にかかる調査及び評価の手法は、表 8.2-2(6)～(10)に示すとおりとしました。

表 8.2-2(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
項目	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①騒音の状況（一般環境騒音） ②地表面の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。
	(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①騒音の状況 【現地調査】 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域内の敷地境界付近及びその周辺の 3 地点（環境騒音 1～環境騒音 3）とします。測定高さは地上 1.2m とします。 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。
	(5) 調査期間等	①騒音の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」の現地調査と同時期に実施します。

表 8.2-2(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示されている予測手法に準じ、「ASJ CN-Model」により予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等音線図（騒音レベルのコンター図）を作成します。予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う騒音が最大となる時期*とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示 1 号）」に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8. 2-2(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「道路環境影響評価の技術手法（平成 26 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 27 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①騒音の状況 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況 【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、周辺の建物等の状況を調査します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。
	(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。

表 8.2-2(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(4) 調査地点	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。測定高さは地上 1.2m とします。</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p>
	(5) 調査期間等	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日及び休日×各 1 回×24 時間 <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日及び休日×各 1 回×24 時間 <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p>

表 8.2-2(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model 2018)」により、等価騒音レベル(L _{Aeq})を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）付近の断面とし、予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量（大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量）が最大となる時期*とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-2(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①振動の状況</p> <p>②地盤の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）による測定を行い、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>後述の地盤の安定性にて調査を行うボーリング調査結果によります。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-2 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点（環境騒音 1～環境騒音 3）とします。</p> <p>②地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-5 「土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）」（P.8-50）に示す 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。</p> <p>・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>②地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>必要に応じて設定します。</p> <p>【現地調査】</p> <p>ボーリングによる地質調査は 1 回とします。</p>	

表 8.2-2(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目 建設機械の稼働に伴う振動とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)に基づき、振動レベルを予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等振動線図(振動レベルのコンター図)を作成します。	
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う振動が最大となる時期*とします。	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019 年 3 月)に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8. 2-2(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①振動の状況 ②地盤の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に基づいて時間率振動レベル（ L_{10} ）を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【現地調査】 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に基づき、地盤卓越振動数を測定します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。
	(3) 調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①振動の状況 【現地調査】 図 8. 2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。 ②地盤の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ④道路構造の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。

表 8.2-2(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(5) 調査期間等	<p>①振動の状況</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>②地盤の状況</p> <p>【現地調査】 大型車の単独走行10台について地盤卓越振動数の調査を行います。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①振動の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①振動の状況」の調査中に実施します。</p>
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通振動とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、時間率振動レベル(L ₁₀)を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図8.2-2に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の4地点(道路騒振1～道路騒振4)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点(道路騒振1～道路騒振7)付近の断面とします。
	(10) 予測対象時期等	<p>工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量(大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量)が最大となる時期*とします。</p> <p>関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期(工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時)において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8. 2-2(10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）」に基づく「道路交通振動の要請限度（昭和 51 年総理府令第 10 号）」及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

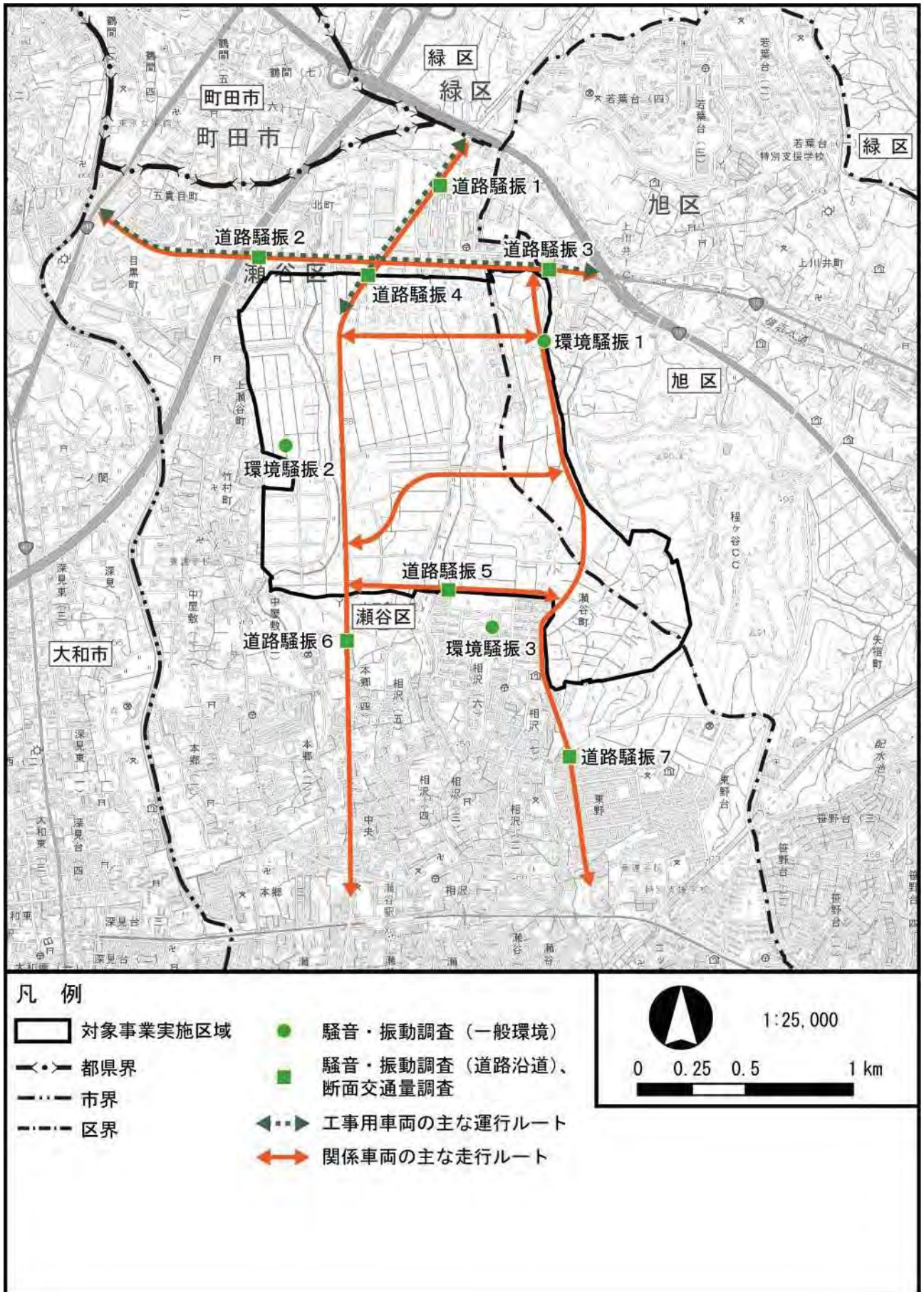


図 8.2-2 大気環境の調査位置（騒音及び振動）

8.2.3 水質及び底質

水質及び底質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-3 に示すとおりとしました。

表 8.2-3(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①水質の状況</p> <p>②地形、地質（土質）の状況</p> <p>③降水量の状況</p> <p>④利水の状況</p> <p>⑤流れの状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①水質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定められた方法に基づいて、生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数、SS（浮遊物質）及び DO（溶存酸素量））、並びに「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 1 に掲げる 27 項目（以下、「健康項目」という。）を測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の沈降試験（試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降試験は JIS M 0201 に準拠する。）を行い、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>④利水の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>⑤流れの状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行うとともに、地下への浸透の程度を把握するため、地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>雨水を排水する可能性がある公共用水域及びその集水域とします。</p>	

表 8. 2-3(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①水質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。 【現地調査】 図 8. 2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 6 地点(水質 1～水質 6)とします。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8. 2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点(土質 1～土質 5)とします。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p> <p>④利水の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>⑤流れの状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①水質の状況」と同じ地点とします。地表面の状況の調査はその周辺とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①水質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 生活環境項目については、渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施します。 ・平常時 2 回（渇水期、豊水期） SS については、上記生活環境項目の調査とは別に、降雨時の調査を 2 回実施します。 ・降雨時 2 回 健康項目及びダイオキシン類については、平常時の調査を 1 回実施します。 ・平常時 1 回</p> <p>②地形・地質（土質）の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 土壌の採取は 1 回行います。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>④利水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>⑤流れの状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 「①水質の状況」の現地調査と同じ時期とします。</p>	

表 8.2-3(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
項目	影響要因の区分	雨水の排水
予測の方法	(6) 予測項目 水の濁り（浮遊物質量）及び水の汚れ（生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類）とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 浮遊物質量については完全混合式によります。 他の生活環境項目については、想定される工事排水量と環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。 健康項目及びダイオキシン類については、土壌汚染及び地下水の水質の現地調査結果並びに本事業で計画する環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。	
	(8) 予測地域 工事中の雨水を排水する公共用水域とします。	
	(9) 予測地点 仮設調整池の出口及び図 8.2-3 に示す水質調査地点のうち、仮設調整池の下流側に位置する、水質 2、水質 4、水質 5 及び水質 6 の 4 地点とします。	
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期*とします。	
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、雨水の排水による水の濁り及び水の汚れに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定された基準並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。	

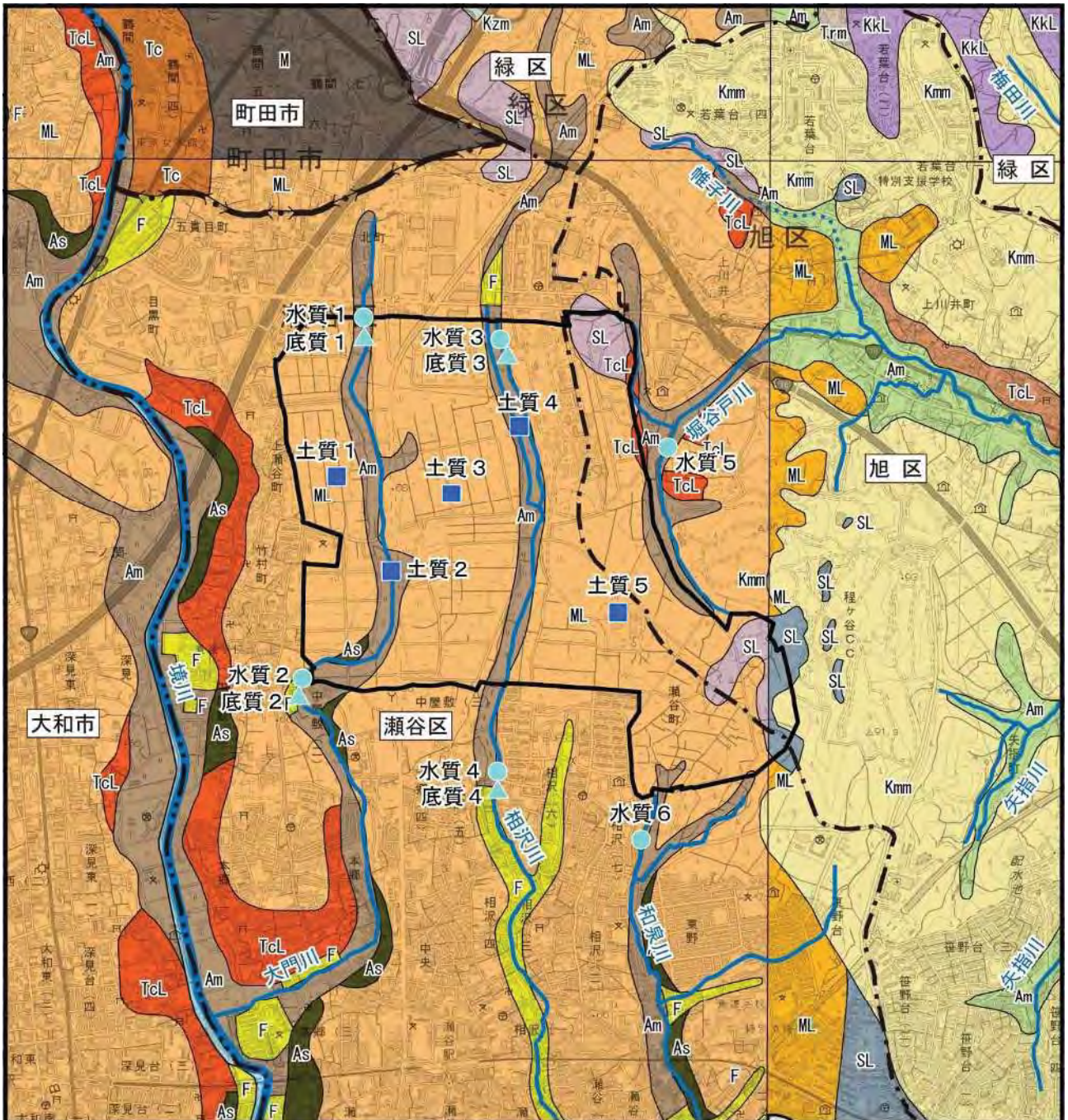
※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-3(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>③流れの状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「底質調査方法」（環境省 水・大気環境局 平成 24 年 8 月）に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）別表に掲げる項目のうち、農用地に係る項目を除く 28 項目測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、底質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点（底質 1～底質 4）とします。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①水底の底質の状況」と同じ地点とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>底質の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>必要に応じて設定します。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①水底の底質の状況」と同時期とします。</p>	

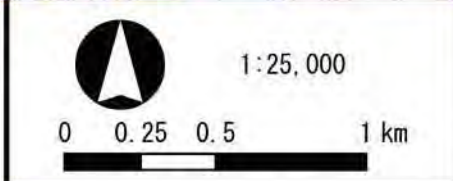
表 8.2-3(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
予測の方法	(6) 予測項目	土壌汚染の環境基準項目（ダイオキシン類を含む。）とします。
	(7) 予測の基本的な手法	造成工事の実施の内容（河川改修が行われる場合は、その内容も含みます。）並びに現況の水底の底質の状況及び土質・地質の状況から定性的な検討を行うことによります。
	(8) 予測地域	対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点(底質 1～底質 4)とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、造成工事の実施による影響が最大となる時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による水底の底質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号）及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に規定された基準との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川
- 水質調査 (河川)
- ▲ 底質調査 (河川)
- 土質調査



- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む) As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) TcL 立川ローム層 Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物 TcL 立川ローム層・立川礫層 ML 武蔵野ローム層 T 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物 | <ul style="list-style-type: none"> ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層 SL 相模層群・下末吉ローム層 SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層 KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 Kzm 上総層群 Trm 上総層群・鶴川層 Kmm 上総層群・上星川層 | <ul style="list-style-type: none"> Am 低湿地堆積物 F 埋土 F 盛土 水部分 なし |
|---|--|--|

図 8.2-3 水環境の調査位置 (水質及び底質)

8.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素

地下水の水質、その他の水環境に係る環境要素に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-4 に示すとおりとしました。

表 8.2-4(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－地下水－地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 ②地形、地質及び帯水層の状況 ③降水量の状況
	(2) 調査の基本的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 防衛省における土壌汚染調査結果等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の既存資料による情報の収集・整理により把握します。
	(3) 調査地域	地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。

表 8.2-4(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－地下水－地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(5) 調査期間等 ①地下水の水質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施するとともに、帯水層の状況については、1年間の観測を行うことによります。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間とします。	
予測の方法	(6) 予測項目 敷地の存在（土地の改変）による予測項目として、造成工事も含めた土地の改変及び施設の存在・土地利用の変化に伴う地下水の水質とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 土地の改変による影響については、調査で把握した地下水の水質の状況と工事計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。 土地又は工作物の存在及び供用時については、調査で把握した地下水の水質の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、土壤汚染の状況及び地下水帯水層の状況等の特性を踏まえて、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の7地点(地質1～地質7)とします。	
	(10) 予測対象時期等 土地の改変による影響の予測については、改変量が最大となる時期として敷地の存在時としました。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。	
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在（土地の改変）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。	

表 8.2-4(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①湧水の状況 ②地形、地質及び帯水層の状況 ③降水量の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により湧水の分布を把握します。 【現地調査】 分布実態の把握の踏査並びに湧水量を測定するとともに、同時に現場にて、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定します。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査等により、地質等を確認します。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。	
	(3) 調査地域 湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点（湧水 1～湧水 5）とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-4 に示す地質調査地点 7 地点（地質 1～地質 7）とします。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。	

表 8.2-4(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(5) 調査期間等 ①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質及び帯水層の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間及び平年値とします。	
予測の方法	(6) 予測項目 工事の実施時については、造成工事の実施に伴い変化する湧水の流況とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、敷地の存在（土地の性状の変化）に伴い変化する湧水の流況とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 造成工事の実施時については、調査で把握した湧水の状況と施工計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。 敷地の存在時については、調査で把握した湧水の状況と事業計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の5地点(湧水1～湧水5)とします。	
評価の方法	(10) 予測対象時期等 造成工事の実施時については、施工計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。 敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

表 8.2-4(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>③降水量の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行います。 必要に応じて現地踏査を行います。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な資料の収集・整理により把握します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>河川の形態並びに流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の雨水排水を排出する可能性のある公共用水域（河川）の 6 地点（水質 1～水質 6）とします。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p>	

表 8.2-4(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①河川の形態及び流量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。また、降雨時の調査を2回実施します。 ・平常時2回（渇水期、豊水期） ・降雨時2回</p> <p>②地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 必要に応じて設定します。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間、平年値等とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 敷地の存在時については、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する河川の形態及び流量とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 敷地の存在時については、調査で把握した河川の形態、流量の状況と事業計画を重ね合わせ、河川の形態、流量の状況への影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、河川の形態や流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測地点 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域（河川）の6地点（水質1～水質6）とします。</p> <p>(10) 予測対象時期等 敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

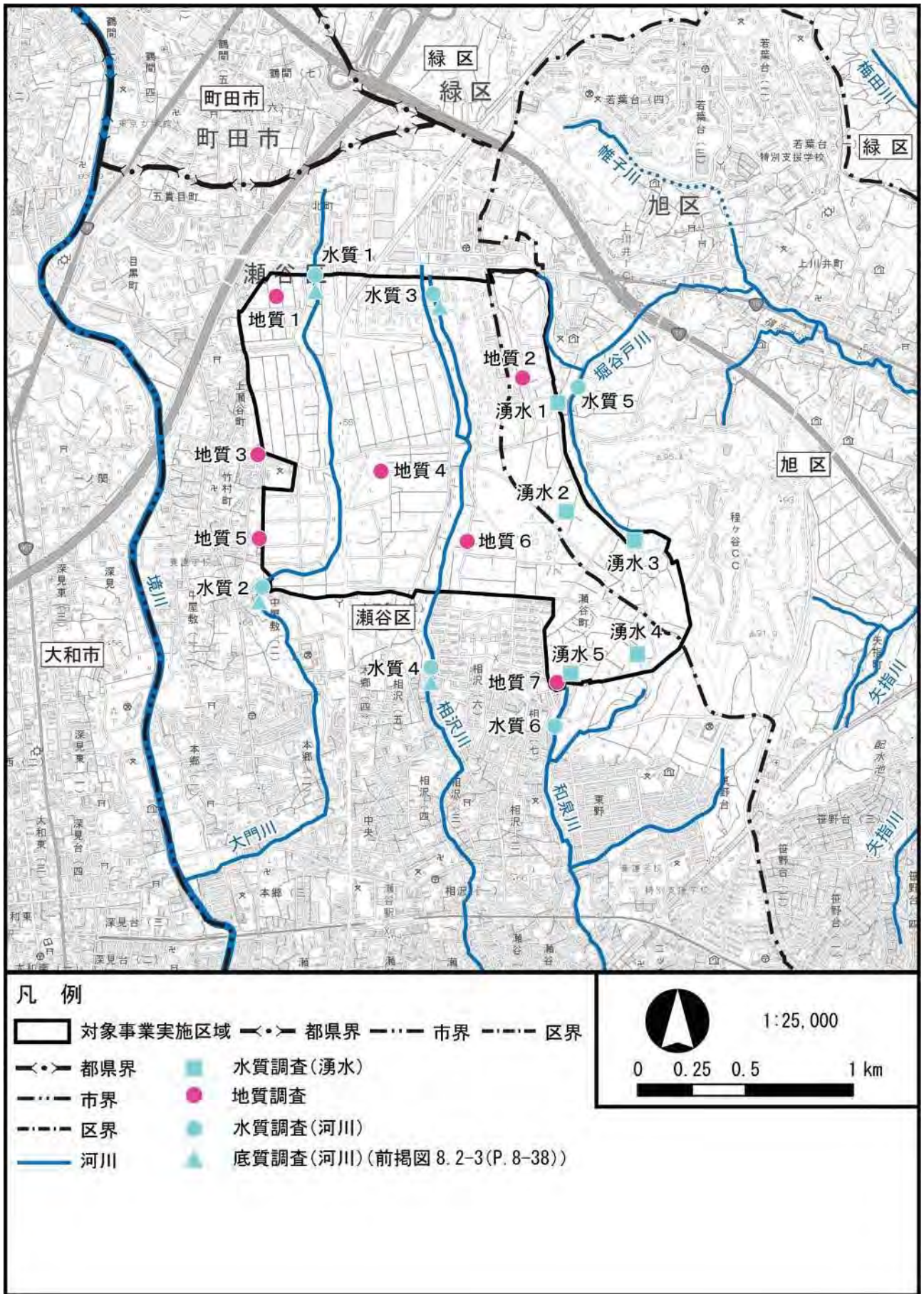


図 8.2-4 水環境の調査位置 (地下水及びその他の水環境に係る環境要素)

8.2.5 地盤及び土壌

地盤及び土壌に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-5 に示すとおりとしました。

表 8.2-5(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境—地盤—地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①過去の災害等の状況 ②地盤の安定性の状況 ③規制等の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 土砂災害警戒区域付近を踏査し、地形、地質、斜度等を確認します。 ③規制等の状況 【文献その他の資料調査】 「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月 法律第 191 号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 法律第 57 号）について整理します。
	(3) 調査地域	地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-5 に示す土砂災害警戒区域（区域名：上川井町 6-6）付近とします。 ③規制等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。

表 8.2-5(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－地盤－地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 有史以来の状況について調査します。</p> <p>②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地盤の安定性の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p> <p>③規制等の状況 入手可能な最新の資料とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 土地の改変に伴う地盤の安定性とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 地盤の安定性の状況と事業計画を踏まえ、地盤の安定性への影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測対象時期等 対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

表 8.2-5(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－土壌－土壌汚染
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①地歴の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①地歴の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②土壌汚染の状況 【文献その他の資料調査】 防衛省における土壌汚染調査結果等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ③地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。	
	(3) 調査地域 過去の土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①地歴の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②土壌汚染の状況 【文献その他の資料調査】 「①地歴の状況」と同じ地点とします。 ③地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-5 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。	

表 8.2-5(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－地盤－土壌汚染
	影響要因の区分	造成工事の実施
調査の方法	(5) 調査期間等 ①地歴の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②土壌汚染の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ③地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。	
予測の方法	(6) 予測項目 造成工事の実施に伴う土壌汚染とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 土壌汚染の状況及び工事計画を踏まえ、土壌汚染の影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。	
評価の方法	(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市2019年3月)に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。	

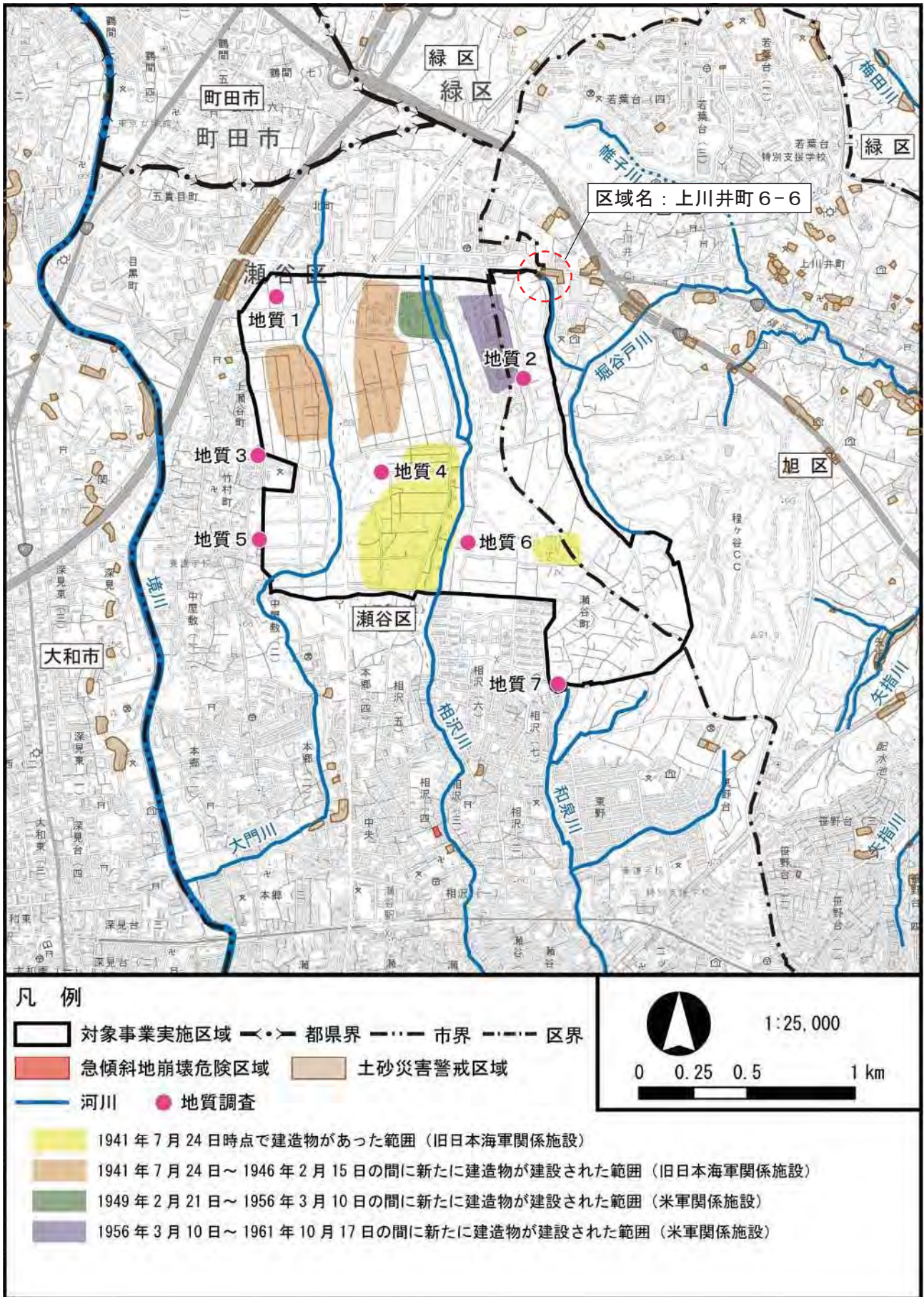


図 8.2-5 土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）

8.2.6 動物

動物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-6 に示すとおりとしました。

表 8.2-6(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行うとともに、調査結果の整理並びに解析を行います。</p> <p>a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法（ネズミ類）、無人撮影法（中型哺乳類）及び夜間調査（コウモリ類）</p> <p>b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類、猛禽類）及び夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類、ねぐら調査）</p> <p>c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法及び夜間調査</p> <p>d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法（スウィーピング法、ビーティング法）、ライトトラップ法（走光性昆虫）、ベイトトラップ法（地上徘徊性昆虫）、夜間調査（ホタル類）及び鳴声調査（クツワムシ）</p> <p>e. クモ類 任意観察法、任意採取法</p> <p>f. 魚類 任意観察法、任意採取法</p> <p>g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法</p> <p>h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況」と同様の手法とします。</p>	

表 8.2-6(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。
	(4) 調査地点	<p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-6 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。）とします。 また、猛禽類調査で営巣個体が確認された際には、利用状況把握のため適宜調査地点を設定します。</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。</p>
	(5) 調査期間等	<p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法：4季（夏季、秋季、冬季、春季） 夜間調査：2季（夏季、春季）</p> <p>b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類）：5季（夏季、秋季、冬季、春季、初夏） 定点観察法（猛禽類）：2繁殖期（冬季～早春季（1月～3月）、春季～夏季（4月～7月）） 夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）：2繁殖期（冬季（1月～2月）、夏季（6月、8月）） ねぐら調査：2季</p> <p>c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 夜間調査：3季（夏季、春季、初夏）</p> <p>d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季） ライトトラップ法、バイトトラップ法：3季（夏季、秋季、春季） 夜間調査：1季（初夏） 鳴声調査：1季（夏季）</p>

表 8.2-6(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法		<p>e. クモ類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季）</p> <p>f. 魚類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法：2季（冬季、初夏季）</p> <p>h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。</p>
予測の方法	(6) 予測項目	動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、魚類、陸産貝類、底生動物）の重要な種への影響の程度とします。
	(7) 予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を予測します。なお、猛禽類に係る予測にあたっては、行動圏解析を行い、行動圏と事業計画の重ね合わせを行います。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事による動物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

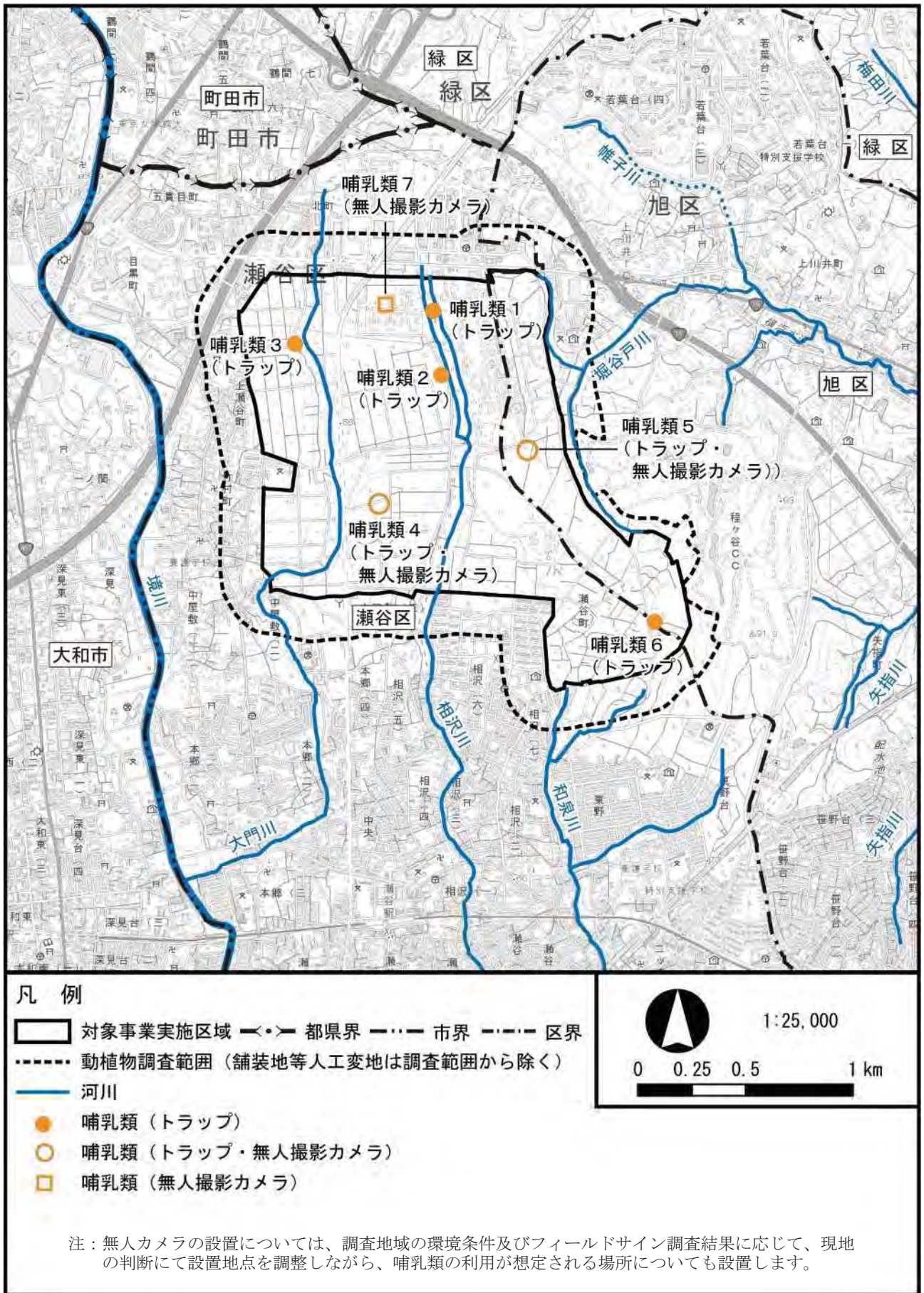


図 8.2-6(1) 動物の調査位置 (哺乳類)

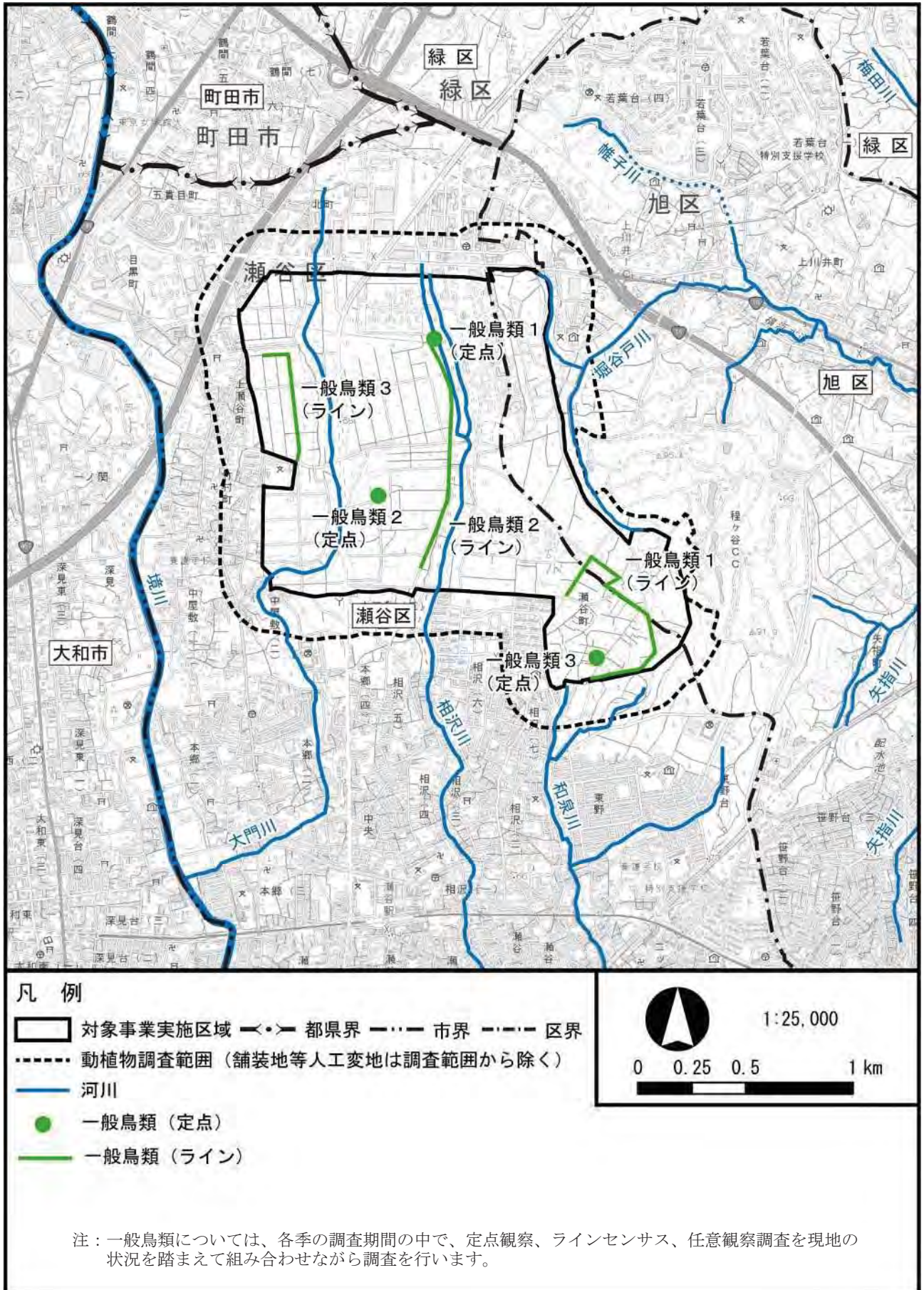


図 8.2-6(2) 動物の調査位置 (一般鳥類)

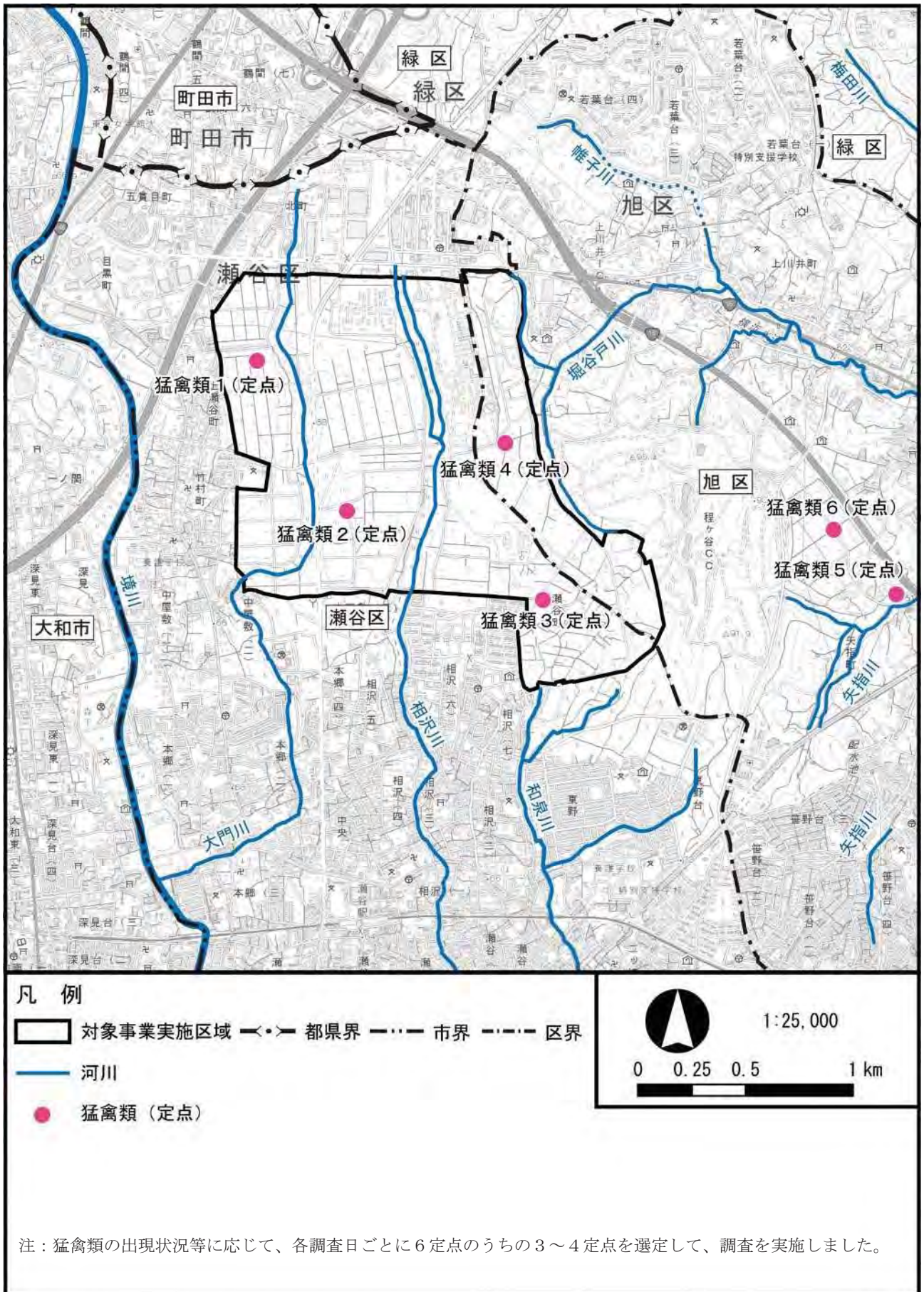


図 8.2-6(3) 動物の調査位置 (猛禽類)

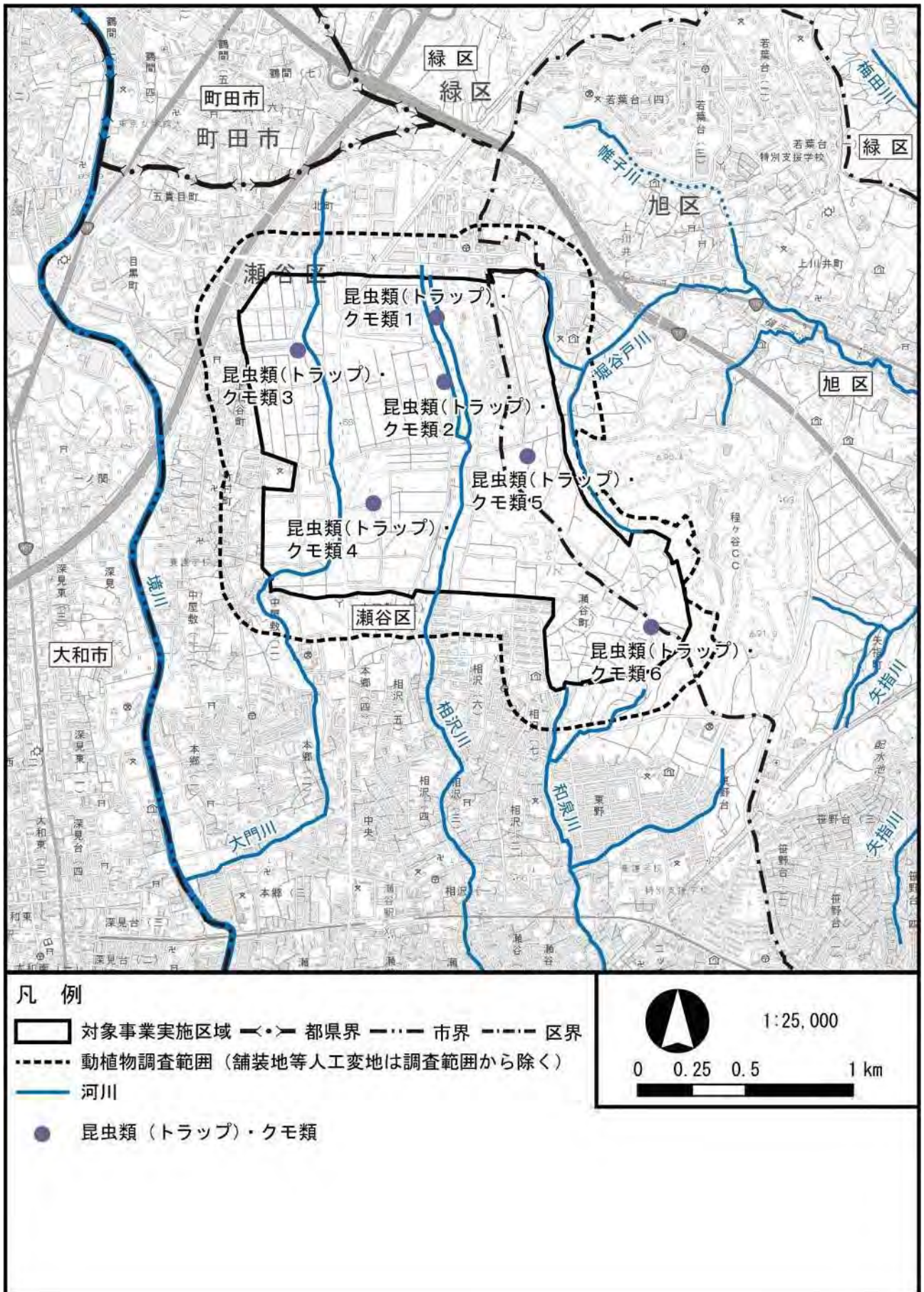


図 8.2-6(4) 動物の調査位置 (昆虫類・クモ類)

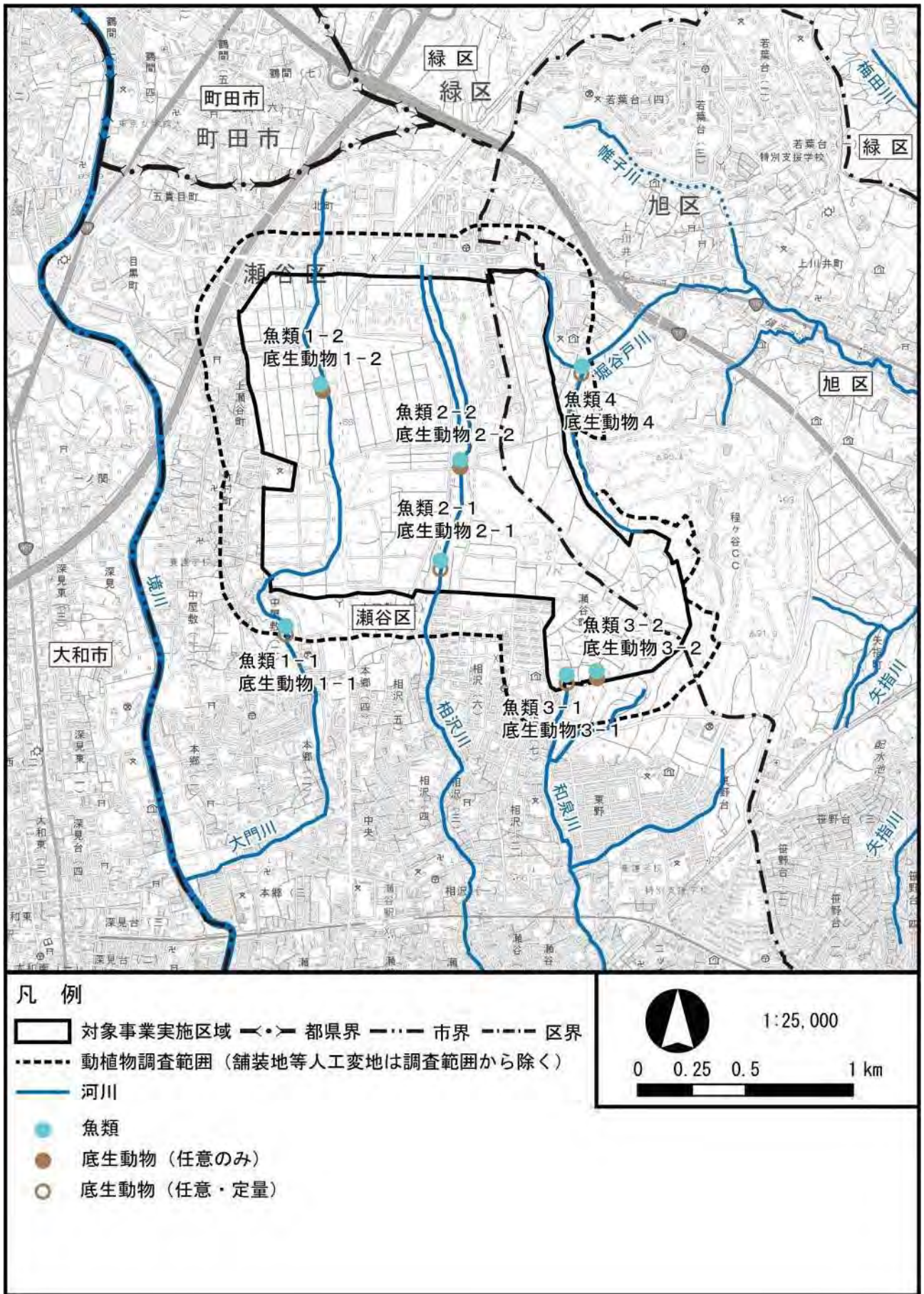


図 8.2-6(5) 動物の調査位置 (魚類・底生動物)

8.2.7 植物

植物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-7 に示すとおりとしました。

表 8.2-7(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理を行います。 a. 植物相 任意観察法、任意採集法（維管束植物、蘚苔類） b. 植物群落 コドラート法 c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-7 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く）とします。 また、付着藻類は、図 8.2-7 に示す調査地点及び調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取を行います。 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ地点とします。	

表 8.2-7(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a. 植物相 任意観察法、任意採集法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 任意観察法、任意採集法（蘚苔類）：2季（秋季、初夏季）</p> <p>b. 植物群落 コドラート法：2季（夏季、春季）</p> <p>c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ期間とします。</p>	
予測の方法	(6) 予測項目 植物の重要な種又は群落への影響の程度とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、植物の重要な種及び群落への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事による植物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

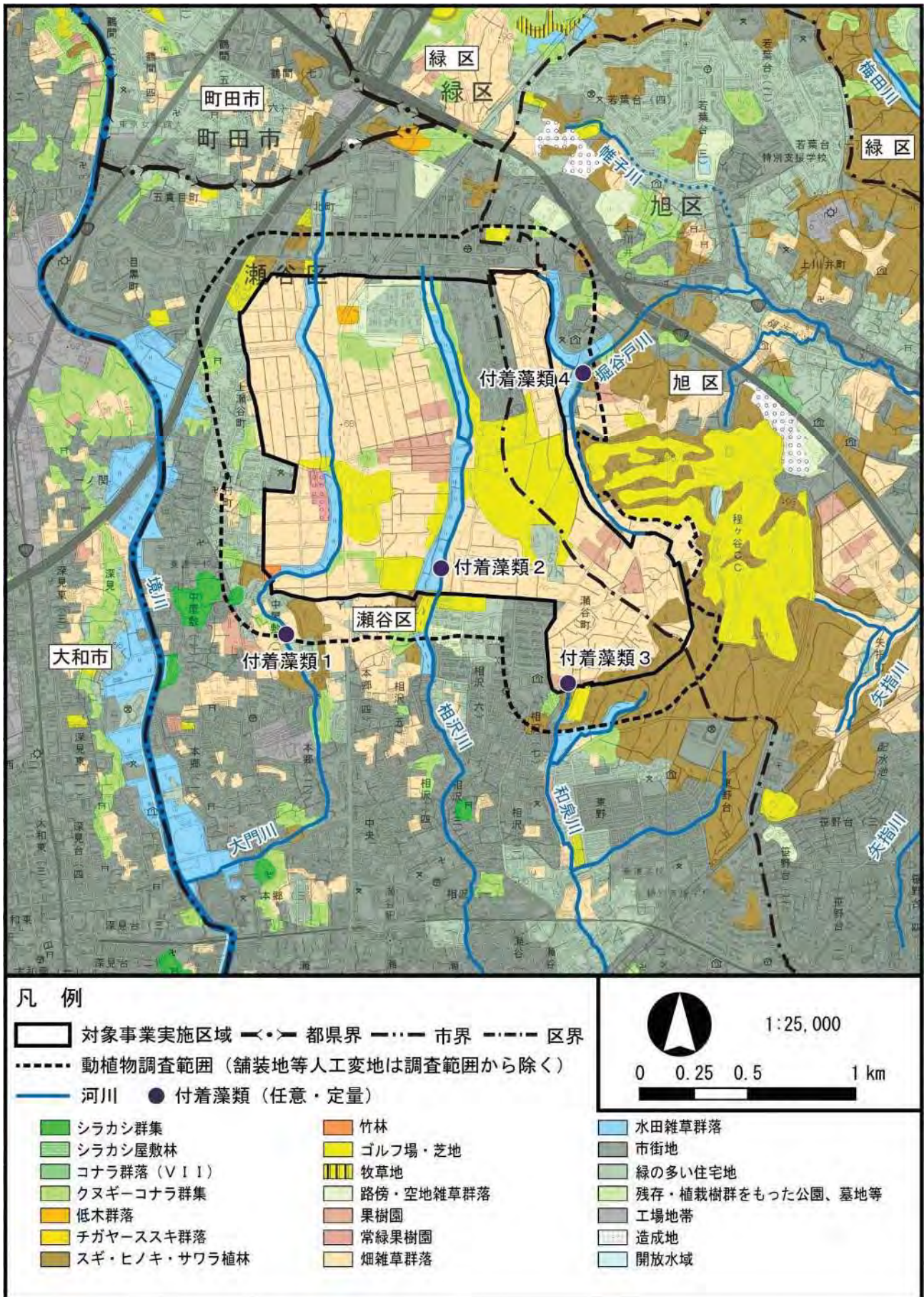


図 8.2-7 植物の調査位置

8.2.8 生態系

生態系に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-8 に示すとおりとしました。

表 8.2-8(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出し、必要に応じ追加の現地調査を行います。（選定の観点は下表参照）</p>	
	区分	選定の観点
	上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となる。また、小規模な湿地やため池等、対象地域における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定する。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合がある。
典型性	対象地域の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となる。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定する。	
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定する。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられる。	
(3) 調査地域		対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。

表 8.2-8(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系－地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(4) 調査地点 ①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。	
	(5) 調査期間等 ①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとし、必要に応じ追加の現地調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目 造成工事の実施及び土地の改変による地域を特徴づける生態系への影響の程度とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 注目種等の分布、生息環境及び生育環境の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、地域を特徴づける生態系への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による生態系への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

8.2.9 景観

景観に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-9 に示すとおりとしました。

表 8.2-9(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成23年6月）等を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①主要な眺望点の状況 ②景観資源の状況 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、景観資源の状況を調査します。 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 「①主要な眺望点の状況」及び「②景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観、圍繞景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。
	(3) 調査地域	地域景観の特性、景観資源の状況、主要な眺望点の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、対象事業実施区域及びその周辺約3kmの範囲内*とします。 圍繞景観については、対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内とします。

※：「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）において、“景観に係る「影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約3km程度の範囲が目安となる。”とあることから、調査地域を対象事業実施区域及びその周辺約3kmの範囲内としました。

表 8.2-9(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観																																
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在																																
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査及び現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 主要な眺望景観は、図 8.2-8 に示す主要な眺望点 14 地点とします（主要な眺望点の名称は下表参照）。圍繞景観は、図 8.2-8 に示す 4 地点（A～D）とします。</p> <table border="1" data-bbox="336 869 1386 1240"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>No.</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>瀬谷市民の森</td> <td>8</td> <td>泉の森</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>追分市民の森</td> <td>9</td> <td>ふれあいの森</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>矢指市民の森</td> <td>10</td> <td>鶴間公園</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上川井市民の森</td> <td>11</td> <td>つくし野セントラルパーク</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東山ふれあい樹林</td> <td>12</td> <td>三保市民の森</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>フィールドアスレチック横浜 つくし野コース</td> <td>13</td> <td>新治市民の森</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>深見歴史の森</td> <td>14</td> <td>よこはま動物園ズーラシア</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：表中の No. は図 8.2-8 に対応しています。</p>		No.	名称	No.	名称	1	瀬谷市民の森	8	泉の森	2	追分市民の森	9	ふれあいの森	3	矢指市民の森	10	鶴間公園	4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク	5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森	6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森	7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア
	No.	名称	No.	名称																														
1	瀬谷市民の森	8	泉の森																															
2	追分市民の森	9	ふれあいの森																															
3	矢指市民の森	10	鶴間公園																															
4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク																															
5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森																															
6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森																															
7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア																															
<p>(5) 調査期間等</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p> <p>③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各現地調査地点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p>																																		

表 8.2-9(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	敷地の存在及び建造物の存在が主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に及ぼす影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 主要な眺望点と事業計画を重ね合わせ、主要な眺望点への影響の程度を予測します。 ②景観資源の状況 景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を予測します。 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 主要な眺望景観は、主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に本事業の敷地及び建造物等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を定性的に予測します。 圍繞景観は、現況と事業計画を重ね合わせ、場の状況や眺めの状態の変化を把握し、圍繞景観の変化の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-8 に示す主要な眺望点（14 地点）と圍繞景観の現地調査地点（4 地点）、あるいはその他の適切な地点から、現地調査結果並びに今後計画が明らかとなる建造物の規模、配置等の諸条件を踏まえて選定します。
	(10) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の建造物がすべて存在している時期*の 2 ケースとします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、敷地の存在及び建造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

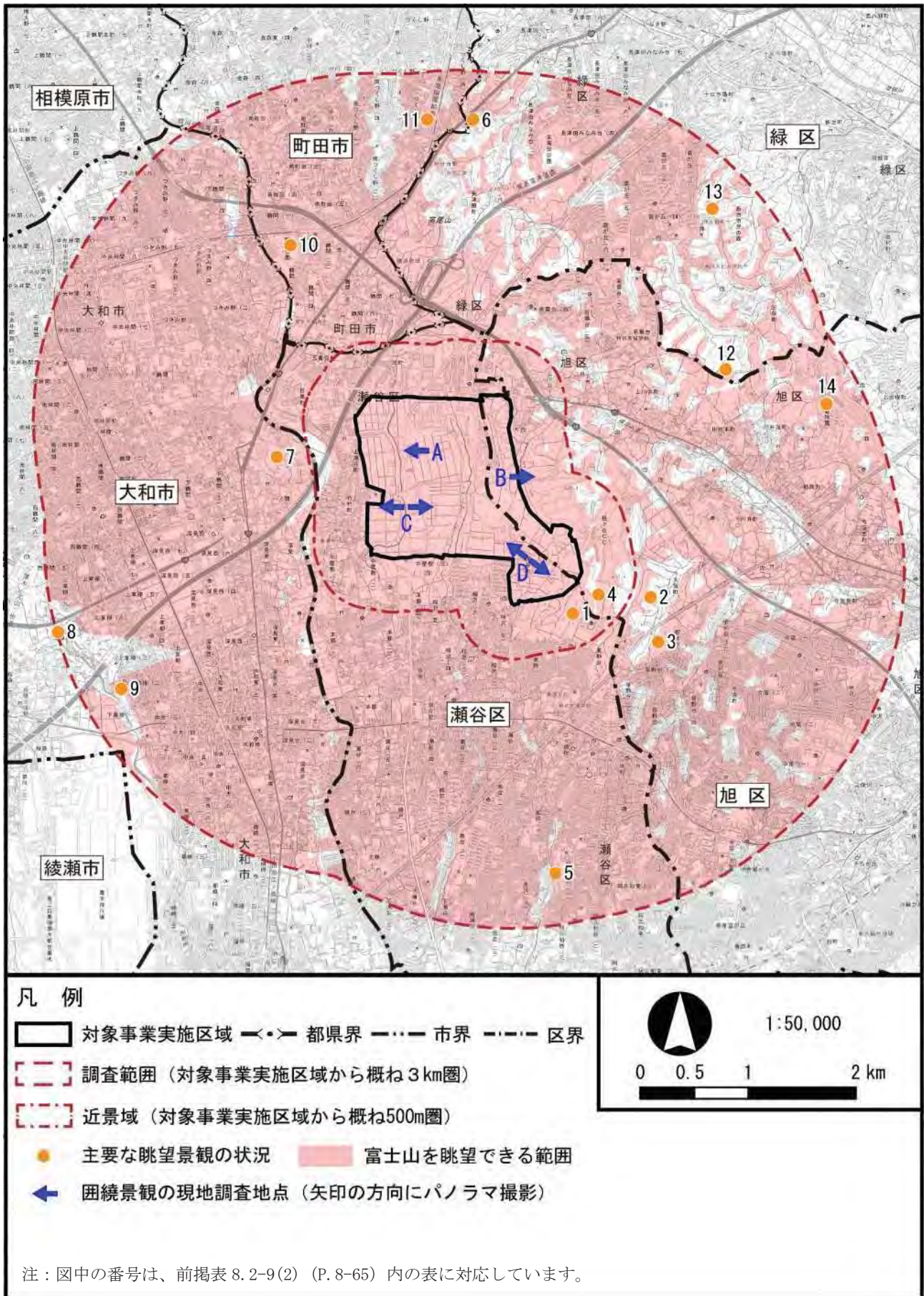


図 8.2-8 景観の調査位置

8.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-10 に示すとおりとしました。

表 8.2-10(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。 【現地調査】 現地踏査、又は聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 8.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 13 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森、上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区）とします。	
	(5) 調査期間等 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について、調査を行います。	

表 8. 2-10 (2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	土地の改変及び建造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場と事業計画を重ね合わせ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の建造物がすべて存在している時期 [※] とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変及び建造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8. 2-10 (3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 注：地域交通の状況については、後掲表 8. 2-12 (1) (P. 8-75)。</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。</p> <p>【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 8. 2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 13 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森、上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区）とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について調査を行います。</p>	

表 8.2-10(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路における交通量等の変化を予測し、利用特性への影響を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期*とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

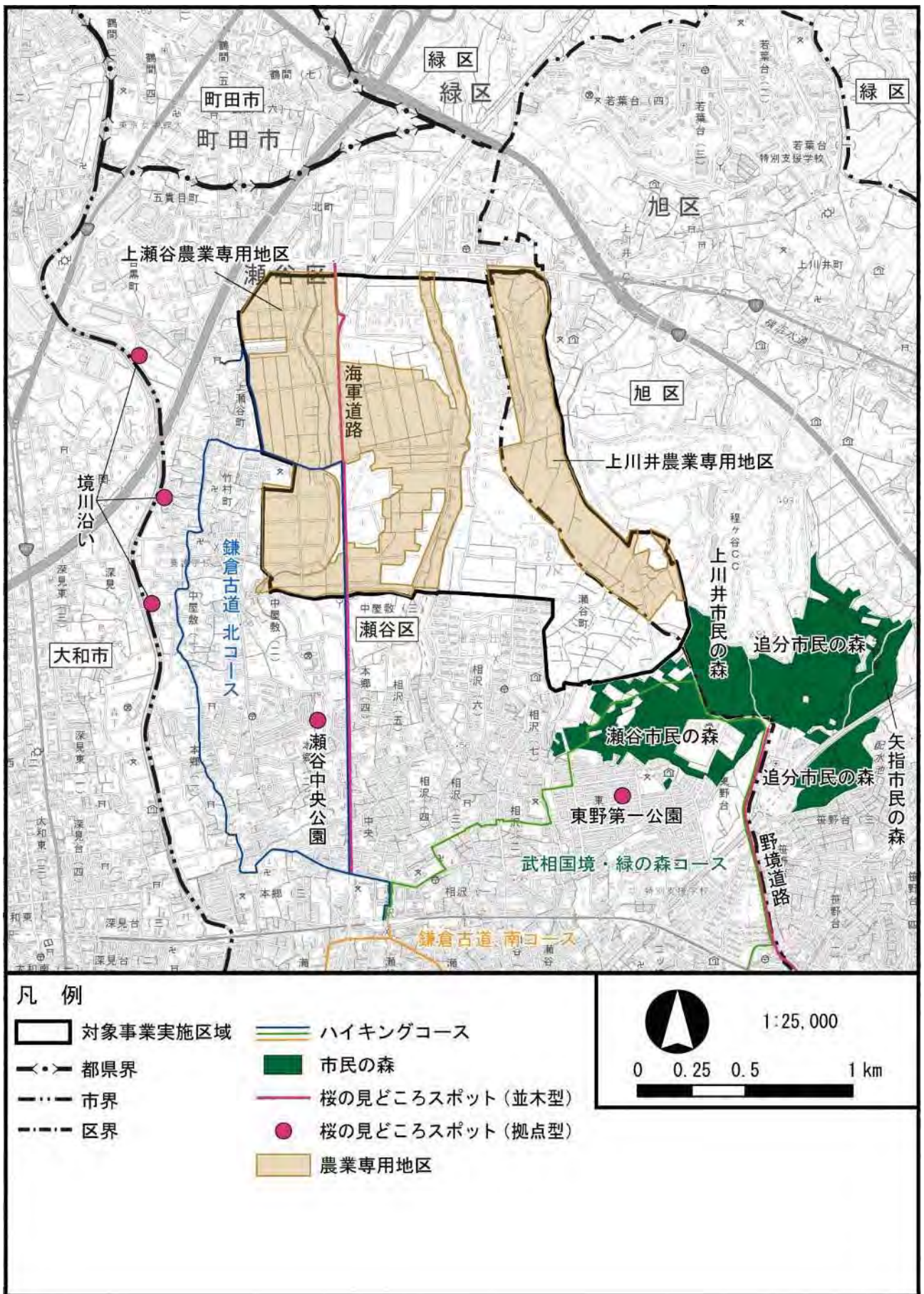


図 8.2-9 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

8.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス

廃棄物等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-11(1)に、温室効果ガスに係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-11(2)に示すとおりとしました。

表 8.2-11(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	廃棄物等－建設工事に伴う副産物
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 ②土地利用の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 【文献その他の資料調査】 横浜市における廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況等を、入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②土地利用の状況 【文献その他の資料、現地調査】 土地利用現況図等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の手法	(4) 予測項目 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 施工計画を基に建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生量を推定するとともに、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、最終処分量を予測する方法とします。	
	(6) 予測地域 対象事業実施区域とします。	
評価の方法	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

表 8.2-11 (2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	温室効果ガスー温室効果ガス
	影響要因の区分	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 ②排出抑制対策の実施状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 【文献その他の資料調査】 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年 7 月）等により、予測式及び原単位を整理します。 ②排出抑制対策の実施状況 【文献その他の資料調査】 国及び関連地方自治体で取り組まれている地球温暖化対策等を整理します。	
予測の手法	(3) 予測項目 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行に係る温室効果ガスの排出量、削減の程度等とします。	
	(4) 予測の基本的な手法 建設機械の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年 7 月）等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定します。	
	(5) 予測地域 対象事業実施区域とします。	
	(6) 予測対象時期等 ①建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事期間中とします。 ②関係車両の走行 供用後、関係車両の走行が定常状態にある時期を対象とします。	
評価の方法	(7) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

8.2.12 地域社会

地域社会に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-12 に示すとおりとしました。

表 8.2-12(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①日常生活圏等の状況 ②地域交通の状況 ③歩行者の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 公共施設の位置、学区の状況、通学路の状況及び避難場所等の状況を、区民生活マップ等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 地域交通の状況を、「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 【現地調査】 主要交差点部における車種別・方向別・時間帯別の自動車交通量、渋滞の状況及び信号現示を現地調査により把握します。また、交差点における交差点形状、車線構成、道路幅員（車線別）、交通規制（交通標識、路面標識）及び横断歩道の長さ等を現地踏査により把握します。 ③歩行者の状況 【現地調査】 横断歩道において、歩行者自動車別・方向別・時間帯別の歩行者・自転車交通量を現地調査により把握します。また、歩行空間の幅員等を現地踏査により把握します。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺並びに工事用車両及び関係車両の走行の主要な運行ルートである道路及び工事施工ヤード周辺とします。	
	(4) 調査地点 ①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 工事用車両及び関係車両の運行ルートである対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。 【現地調査】 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）及び 1 断面（地域社会 7）とします。 ③歩行者の状況 【現地調査】 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）及び 1 断面（地域社会 7）とします。	

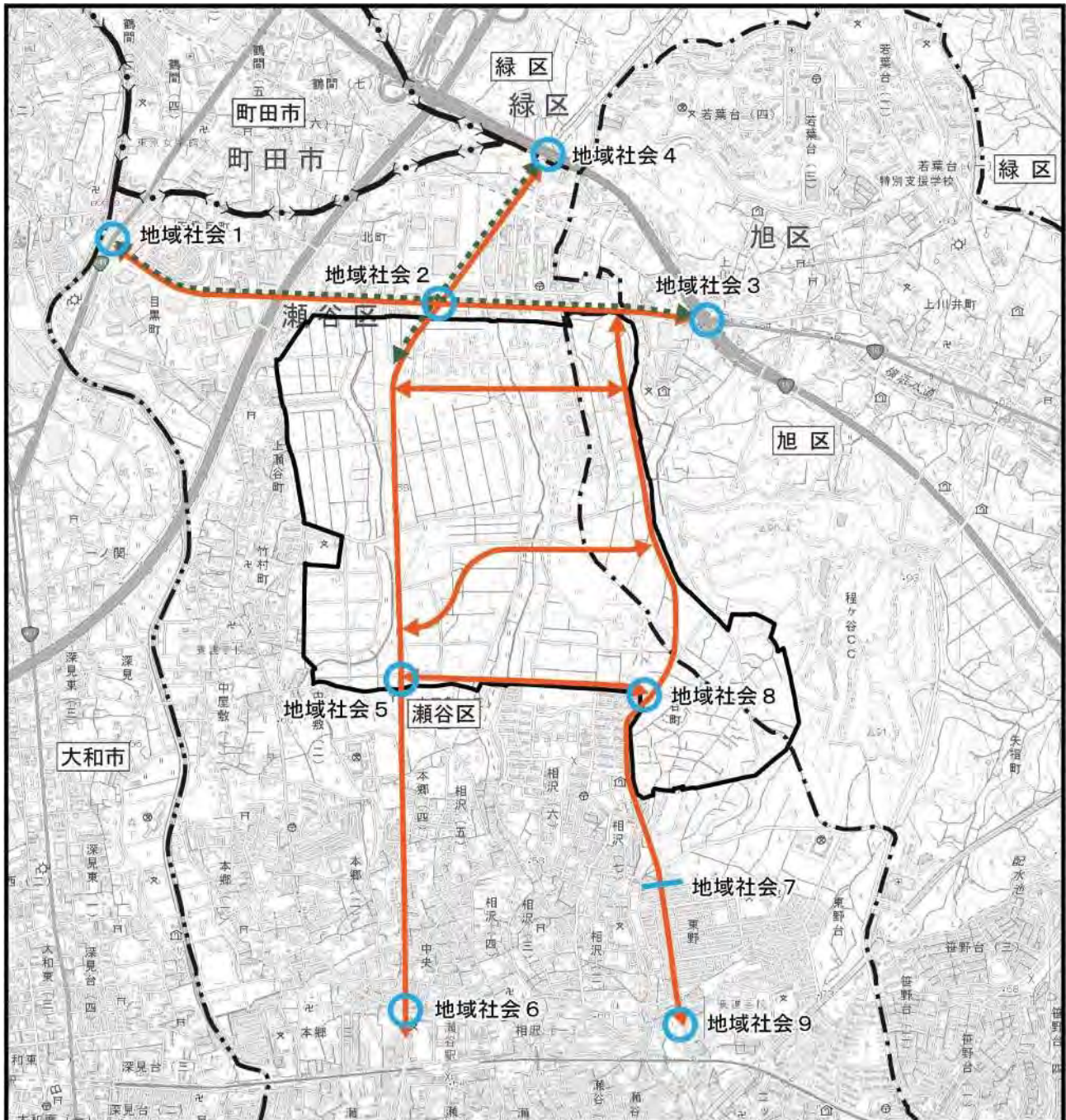
表 8. 2-12 (2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会—交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(5) 調査期間等	<p>①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日とします。また、対象事業実施区域及びその周辺のイベント開催時期や季節を考慮した混雑期にも1回実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 (24 時間) × 1 回 ・休日 (24 時間) × 1 回 ・混雑時 (24 時間) × 1 回 <p>注：信号現示は朝 (7 時、8 時)、昼 (12 時、13 時)、夕 (17 時、18 時)、夜 (22 時、23 時) に各 2 回測定します。</p> <p>③歩行者の状況 【現地調査】 「②地域交通の状況」と同時期において各日 12 時間実施とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日 (12 時間) × 1 回 ・休日 (12 時間) × 1 回 ・混雑時 (12 時間) × 1 回
	予測の方法	(6) 予測項目
(7) 予測の基本的な手法		<p>①交通混雑 交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 歩行者・自転車の状況等と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、現状の交通安全施設の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。</p>
(8) 予測地域		<p>工事の実施時については、工事用車両の運行ルートである対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに資材及び機械の運搬に用いる車両と歩行者・自転車との交錯頻度が高い工事施工ヤード周辺とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。</p>

表 8.2-12(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

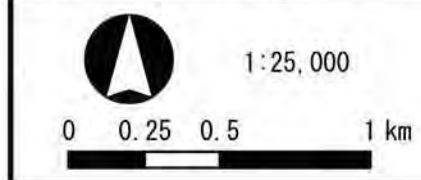
項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	<p>(9) 予測地点</p> <p>①交通混雑 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の4地点（地域社会1～地域社会4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の8地点（地域社会1～地域社会6、地域社会8～地域社会9）及び1断面（地域社会7）並びにこれらのルート沿道とします。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の4地点（地域社会1～地域社会4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の8地点（地域社会1～地域社会6、地域社会8～地域社会9）及び1断面（地域社会7）並びにこれらのルート沿道とします。</p>	
	<p>(10) 予測対象時期等</p> <p>工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期※とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 地域社会
(交通混雑、歩行者の安全)
- ←→ 工事車両の主な運行ルート
- ↔ 関係車両の主な走行ルート



注：地域社会8、地域社会9の交差点は、道路整備が完了していないため、現時点では存在しない交差点です。したがって、現地調査地点にはならず、予測評価だけを行う地点となります。

図 8.2-10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の調査位置

8.2.13 文化財等

文化財等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-13 に示すとおりとしました。

表 8.2-13 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	文化財等—文化財等
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 ②関係法令、計画等	
	(2) 調査の基本的な手法 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。 ②関係法令、計画等 【文献その他の資料調査】 下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号） ・「神奈川県文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月条例第 53 号） ・「横浜市文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月条例第 13 号）	
	(3) 調査地域 文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の方法	(4) 予測項目 工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を比較し、改変の程度を定性的に予測します。	
	(6) 予測地域 調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地への影響が想定される地域とします。	
	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
評価の方法	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

8.3 専門家の助言の内容及び専門分野

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたって、参考とした各専門家の助言は、表 8.3-1 に示すとおりです。

表 8.3-1(1) 専門家の助言（鳥類）

専門分野		所属機関 の種別	助言内容
動物	鳥類	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側の谷戸部においてツミが数例確認されており、相沢川河畔の樹林において、ツミの繁殖の可能性もある。そのため、北側の谷戸部を見通せる北東側を猛禽類定点の調査地点のひとつとした方が良いと考えられる。 ・ 調査にあたって、車の走行できる区域については、自動車センサス（自動車での移動による鳥類確認調査）を行うと効率的である。 ・ フクロウ類の繁殖期については、コールバック法は繁殖障害・かく乱の可能性があるため、ボイスレコーダー法の活用が望ましい。 ・ その他繁殖の可能性のある猛禽類としては、オオタカ、チョウゲンボウのほかに、ノスリが挙げられる。 <p>草地環境では、タマシギ、ヒクイナ、ウズラの生息に十分留意する必要がある。</p>

表 8.3-1 (2) 専門家の助言（魚類・底生生物、昆虫類）

専門分野		所属機関 の種別	助言内容
動物	魚類・ 底生動物	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帷子川水系のホトケドジョウの確認地点は三面張り水路であるが、この付近に寺院があり、その寺院の下に広大な湿地があり、そこが産地となっている。 ・ この辺りの谷戸の湧水は、「湧く」というより「浸み出す」といった湧水である。 ・ ホトケドジョウは在来種であると考えられる。 ・ ヤマサナエについては、最近の水質の改善により、生息域・個体数が回復しているが、神奈川県内ではごく限られている種である。本種は保全すべき種である。 ・ 底生動物の重要種（マルタニシ）については、外来種である可能性が高いことから、遺伝子レベルでの分析が必要であると考えられる。 ・ ミナミメダカについては、手に入りやすいミナミメダカ（ヒメダカ）やその交雑個体であるものが多く、個体群に導入されたか、生息していない箇所にミナミメダカ（ヒメダカ）の集団が導入されたかのいずれかであると考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。 ・ ドジョウについては、中国由来の外来系統と在来系統のいずれかと考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。
	昆虫類	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季調査は、盛夏に行うと昆虫類の活動が鈍ることから適切ではなく、8月調査では遅いといえる。春季・初夏・夏季は概ね以下の時期とすべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 春季：4月後半から5月上旬まで ・ 初夏：5月下旬から6月中旬まで ・ 夏季：6月下旬から7月下旬まで ・ 良好な草地環境があることから、クツワムシの生息が考えられる。クツワムシは出現時期が限定される一方、鳴き声が特徴的であることから、夜間の踏査により確認を行うことが適切である。調査時期は8月下旬から9月が望ましい。 ・ 重要種の確認状況や環境条件から、ネアカヨシヤンマが生息している可能性がある。ネアカヨシヤンマは日没前（18:00～19:00）に飛翔するため、ライトトラップの設置と併せてヤナギ群落や休耕田周辺を確認するなど、この時間帯に合わせた調査が必要である。 ・ コマルケシゲンゴロウは県内数か所しか確認されていない希少性の高い（ランク：CR相当）種であり、周辺に生息することが考えられる。

表 8.3-1(3) 専門家の助言（植物、その他の環境）

専門分野	所属機関の種別	助言内容
植物	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ エビネについては、植栽個体である可能性がある。比較的よくみられ、国、県レベルでは希少性はそれほど高くないが、減少率は高く、地域としては、配慮が必要である。 ・ 春先には、ムクノキの周辺にイチリンソウが確認されるなど、この時期にしか確認できない種の生育も考えられる。 ・ 各植生区分に対して1地点は植生調査地点を設置する必要がある。特に、植生区分でヤナギ群落が確認されていることから、植生調査地点に追加した方がよい。 ・ 面積の広いところは植生調査地点を複数設置した方がよい。植物相の反映の観点から、夏季だけでなく春季も調査を行い、手法的には調整が必要であるが、群落組成に反映した方がよい。
その他環境	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域は、草地在長い間維持され、かつ農薬を使っていない環境となっている。人為的利用のない場所は絶滅危惧種の逃げ場（生息・生育環境）となる。 ・ 相沢川沿いの湿性環境は、部分的に水田が残され、その他の箇所も休耕田の湿地や畑地沿いの草地環境が残されていることから、重要な環境であると考えられる。湧水・湿性環境は留意して調査を行うべきである。 ・ 航空写真によって地歴を追うと、人為的改変の有無・状況が把握できる。米軍・自衛隊敷地は、人の立ち入りがなく、かつ管理された土地であるため、良好な環境が残されていることが多い。